

中央経済社『旬刊 経理情報』2013年12月1日号(No.1365)

## 英文の案内文例・記載例で万全サポート 外国人役員・従業員のための「国外財産調書」 作成ガイド

税理士法人トーマツ  
税理士 川井 久美子

平成25年12月31日において有する国外財産について、一定の要件に該当する居住者は「国外財産調書」の提出が義務付けられることとなった。確定申告義務と同様に、国外財産調書の提出義務はあくまで個人に課せられている。しかし企業にとって、その所属する外国人役員・従業員に適正な提出を促すことは、企業の信用に影響するという意味において重要な課題である。今回は、企業が国外財産調書の提出についてサポートを行う際に共有すべき基本的な事項について英文案内文や記載例を添えて解説する。本稿の趣旨から、制度概要と外国人役員・従業員の所得税確定申告との関係についてのみ触れることとする。よって、本稿は本制度についての網羅的な解説ではないことをご留意いただきたい。

### 国外財産調書制度の概要

#### (1) 制度趣旨

財務省の解説によると、国外財産から生じる所得の申告漏れが近年増加しているが、国が異なることにより日本の税務当局の執行管理権に制約があり、条約により多くの国と情報を共有する取決めがあるものの、網羅的に把握することは難しいことから、納税者本人から国外財産の保有について申告を求めるとして本制度が創設された。

#### (2) 国外財産調書を提出すべき者

その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する居住者(非永住者を除く)が国外財産調書の提出義務者に該当する。

非永住者を除く居住者(実務上「永住者」と呼ぶ)とは、日本国籍を持つ者および日本国籍を持たなくとも、過去10年間に於いて5年超日本国内に住所ま

たは居所を有している者をいう。提出義務者から除かれる「非永住者」とは、日本国籍を持たず、かつ過去10年間に於いて日本国内に住所および居所を有している期間が5年以下である者をいうが、具体的には、過去に日本勤務の経験がなく、1年以上5年以内の期間で日本勤務が予定され、その後本国に戻る外国人役員・従業員などが挙げられる。また、1年未満の期間を予定して日本で勤務するいわゆる「非居住者」も提出義務者から除かれている。なお、居住形態の判定はその年の12月31日の現況による。

#### (3) 提出期限

その年の12月31日において永住者に該当し、その価額が5,000万円を超える国外財産を有する場合には、その年の翌年3月15日までに所轄税務署長に対し、国外財産調書に国外財産調書合計表をあわせて提出する必要がある。

ただし、上記提出期限までの間に(死亡または)出

国をしたときは提出を要しない。なお、この場合の「出国」とは納税管理人の届出をしないで国内に住所および居所を有しなくなることをいう。

#### (4) 提出方法

原則として提出者の住所地を所轄する税務署に送付または持参する。

### 国外財産調書記載上の留意点

#### (1) 記載内容

##### ① 国外財産調書

記載の対象となる国外財産について、「財産の区分(全 12 区分)」「種類」「用途」「所在」「数量」「価額」そして記載した国外財産の価額の「合計額」を記入する。

##### ② 国外財産調書合計表

国外財産調書に記載した国外財産の価額をその区分ごとに合計し、記入する。ただし、12 区分目の「その他の財産」については、財産の詳細区分ごとの価額の記載が必要である。

#### (2) 国外財産の意義

その年の 12 月 31 日において有する国外財産(国外にある財産(金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのもの))をいう。

#### (3) 国内外の判定

財産が国外にあるかの判定は、その年の 12 月 31 日において、原則として相続税法第 10 条に定める財産の所在の規定を基礎とする。図表 1 および稿末の記載要領では、外国人役員・従業員が有すると思われる典型的な資産のみを抜粋し、その所在の判定を解説する。

#### (4) 国外財産の価額

国外財産の「価額」については、その年の 12 月 31 日における「時価」または時価に準ずる「見積価額」により評価する。国税庁発表の国外財産調書の記載例に、財産区分ごとに見積価額の例示があり、価額の算定上最も容易な方法と考えられることから、図表 1 および稿末の記載要領でもその見積価額の例示を用いる。

#### (5) 邦貨換算

記載する国外財産の価額が外貨表記である場合には、その年の 12 月 31 日における TTB レートにより換算した円貨額を記載する。

### 罰則規定等

#### (1) 質問検査権

国税通則法等に規定する支払調書等の質問検査権と同様に、本制度について質問検査権が税務署職員等に認められている。

#### (2) 罰則規定

国外財産調書について、質問検査等に正しく応じない、虚偽記載による提出を行うまたは正当な理由がなく提出を行わない、といった行為を行った者は「1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金」に処することとされている(一定の場合に情状免除規定あり)。この罰則は「確定申告書をその提出期限までに提出しなかった」場合と同等であり、重要度の観点から国外財産調書は確定申告書と同列に取り扱われることがうかがえる。

#### (3) 過少申告加算税等の特例

国外財産から生ずる所得に対する所得税に関し修正申告等があり、過少申告加算税(10%または 15%)または無申告加算税(15%または 20%)(以下、「加算税等」という)が課される場合、次のような減免・加重がなされる。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 期限内に提出された国外財産調書に当該修正申告等の基因となる国外財産について記載があるときは、加算税等が 5%減免される。</li><li>② 期限内に提出がないとき、または期限内に提出された国外財産調書に当該修正申告等の基因となる国外財産について記載がないとき(重要事項の記載が不十分であると認められる場合を含む)は、加算税等が 5%加重される。</li></ol> |
|---|

ただし、国外財産調書が自主的に期限後に提出された場合において、その提出が国外財産に係る所得税についての調査があったことにより、更正または決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その国外財産調書は期限内に提出されたものとみなして、前記加算税の特例が適用される。

(図表 1) 資産別の所在・見積価額の例

資産区分		所在	見積価額
土地		その所在	下記のいずれか: ① 固定資産税に相当する税が課される場合には、その年の 12 月 31 日が属する年中に課されたその租税の計算の基礎となる課税標準額 ② 取得価額をもとにその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額 ③ その年の翌年 1 月 1 日から国外財産調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額
建物		その所在	土地に準ずる。もしくは、下記の区分に基づき計算した金額: ① 業務の用に供する資産: 償却後の価額を見積価額として記載する ② ①以外の資産: 取得価額からその年の 12 月 31 日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額(定額法・耐用年数省令に記載する耐用年数による)
預貯金		その預貯金の受入れをした営業所または事業所の所在	その年 12 月 31 日における預入高
有価証券	(1) 金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされている場合	その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在	① その年 12 月 31 日の売買実例価額 <sup>(注1)</sup> (同日に売買実例価額がない場合には、同日前の最終価格等のうち最も近い日の価額) ② ①がない場合には、上記土地③による価額 ③ ①および②がない場合には取得価額
	(2) (1)以外の場合	有価証券の発行人の所在	
動産(自動車等)		その所在	取得価額からその年の 12 月 31 日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額(定額法・耐用年数省令に記載する耐用年数による)
ストック・オプション		権利行使により取得する有価証券の所在の判定に準ずる。 ただし、その年 12 月 31 日が権利行使可能期間に存するもの限り国外財産調書への記載が必要。	次の算式で計算した金額: (権利の対象となる株式の見積価額 <sup>(注2)</sup> - 権利行使価額) × 権利行使により取得することができる株式数

(注 1) 上場有価証券の場合には、証券取引所等の公表する最終価格

(注 2) 見積価額は上記有価証券に準ずる。

## 財産債務明細書との関係性

その年分の総所得金額等が 2,000 万円を超える確定申告書の提出義務者は、その年 12 月 31 日において有する財産について一定の内容を記載した財産債務明細書を提出する必要がある、その記載財産の所在に国内外の限定はない。国外財産調書を提出すべき者が財産債務明細書を提出する場合には、記載内容の重複を省くため、その財産債務明細書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載を要しない。また、平成 25 年 10 月末現在において財産債務明細書については、その不提出等についての罰則規定はない。

## 適用関係

本制度は、平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書について適用される。したがって、平成 25 年 12 月 31 日において有する国外財産について、平成 26 年 3 月 17 日（15 日が土曜日のため）までに提出すべき国外財産調書が最初となる。加算税等の特例についても同時に適用が開始されるが、国外財産調書の虚偽記載・正当な理由がない不提出に係る罰則規定は、本制度の周知のため 1 年後倒しされ、平成 27 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書から適用される。

## 企業側から提供する制度案内についての指針

### (1) 余裕を持ったスケジュールを

確定申告書の提出を要しない場合においても、別途国外財産調書のみを提出する必要がある。その際提出義務者は、平成 25 年の 12 月 31 日時点の国外財産に関する資料を収集しなければならない（図表 2 参照）。本国に資料がある場合など、保有国外財産に関する資料の収集にはある程度時間を要することを考慮すべきである。企業側は、なるべく早めに注意喚起を行い、資料収集、提出義務の判定および内容の記載を行わせ、余裕をもって提出期限内（平成 26 年 3 月 17 日まで）に提出すべきことをアナウンスする必要がある。英文でのアナウンス文例を次頁図表 3 に示すので、参考にいただきたい。

### (2) 正しく内容を記載する

制度趣旨や罰則規定から、その年分の国外財産調書記載財産と申告所得が相互に対応する必要がある

という税務当局の強い意図がうかがえる。確定申告書作成と同様に、保有する国外財産について正しい資料を基礎とし、その区分・種類・目的の別により資産ごとに価額等の内容を正しく記載することが後の加算税の減免措置の適用、加重措置の回避につながる。

（図表 2）必要資料の例

国外財産	資料
土地・建物	固定資産税課税明細、取得時の売買契約書、（提出期限までに譲渡した場合には）譲渡時の売買契約書
預貯金	平成 25 年 12 月 31 日の残高を示す書類
有価証券	平成 25 年 12 月 31 日もしくはその直近の終値または売買実例価額を示す書類、取得価額を示す書類、（提出期限までに譲渡した場合には）譲渡時の価額を示す書類
動産（自動車等）	取得価額を示す書類
ストック・オプション	平成 25 年 12 月 31 日またはその直近の終値を示す書類、同日現在権利行使可能な権利についての権利行使価額、権利行使可能株式数を示す書類

（図表 3）外国人役員・従業員へのアナウンス例文

<p>Guide for the reporting form for assets located outside Japan (For the 2013 calendar year)</p> <p>Introduction: Effective Jan 1, 2014, "Reporting form for assets located outside Japan" (called "Kokugai-Zaisan-Chosho (国外財産調書)" in Japanese, hereinafter, "the Form") is required to be filed with the Japanese tax authorities by certain residents including non-Japanese taxpayers. This summary provides you with a brief explanation as to the purpose of the Form, who must file, when to file, how to fill out the Form, the penalties/penalty taxes in case of false-reporting/no-filing and some other tips.</p>
--

**Purpose:**

Recently, there has been an increasing number of cases of underreporting of income arising from assets located outside Japan. Many countries have signed a convention with each other to exchange such information in order to impose taxes properly in each country. In line with this trend, Japan tax authorities have established a self-reporting system for assets located outside Japan. It is important to consider the Form to be as important as the individual tax return because the reporting system will be implemented along with a penalty system if an individual fails to file.

**Who must file:**

If a taxpayer is a permanent resident\* and if he/she has assets located outside Japan which are worth more than JPY 50,000,000 in aggregate as of December 31, 2013, the taxpayer is required to file the Form.

\* A Permanent resident is either:

- (1) An individual who has a Japanese passport, or
- (2) An individual who has lived in Japan for more than 5 years out of the past 10 years.

**When to file (Filing deadline):**

The taxpayer is required to file the Form by March 17, 2014 (The deadline is normally set at March 15 following the tax year in question. But as the 15<sup>th</sup> March is a Saturday in 2014 the deadline is moved to the following weekday, Monday March 17, 2014)

**How to fill out the form:**

Please refer to the prepared example.

**How to file the Form:**

You can file the Form directly at the tax office or by post. Please note you must file the one-page summary of the Form which lists the sum of value by the type of asset (“Kokugai-Zaisan-Chosho-Goukeihyo (国外

財産調書合計表)” in Japanese) along with the Form. On the Form, overseas assets are classified into 12 categories. The total sum of each category flows to the one-page summary so that the tax authorities can get a brief picture on what overseas assets the filing individual has as of Dec. 31, 2013.

**What if I missed the deadline? - Penalties and Penalty tax**

The penalty for false reporting and non-filing of the Form, without an allowable reason, is a custodial sentence of up to one year in prison or a fine up to JPY 500,000.

If the tax authorities find underreporting on a tax return or where there is a failure to submit a tax return and the underlying reason relates to income from assets located outside Japan, then the penalty for underreporting (5% or 10% normal) or non-filing of a tax return (15% or 20% normal) will be decreased or increased by 5% as follows:

- (1) In cases where the asset relating to the income underreported / not reported has properly been disclosed on the Form, the penalty rate will be decreased by 5% with respect to the said asset located outside Japan.
- (2) In the case where the deadline is missed and/or the asset relating to the income underreported / not reported has not properly been disclosed on the Form (including the case insufficient information is provided), the penalty rate will be increased by 5% with respect to the said asset located outside Japan.

**What does the form have to do with my individual tax returns?**

As mentioned above, penalty taxes may be changed based on whether a taxpayer properly reports the assets located outside Japan in a timely manner. Also, it is highly likely that tax authorities check if the income from assets outside Japan is properly

reported on tax returns, based on the Form submitted, which may potentially trigger a tax audit. Therefore, when you fill out the Form, please keep in mind that the information you provided on the Form should be in line with the content of the tax return you are going to file. (For example, if you have savings accounts outside Japan, the tax authorities will likely check if you properly report the interest income from those accounts on your Japan tax return).

Do I have to file the Form even though the filing of tax return is not required?

Yes. Please note that the Form is still required even in cases where the filing of tax return is not required.

This summary is just to provide you with a brief outline of the reporting form for assets located outside Japan. If you need further details, please contact the relevant person in charge in your company, the tax office or a tax professional.

(注)この例文は、本制度の一部を要約した文例である。各企業において外国人役員・従業員との関係性・関与度合いを考慮し、適宜内容を追加・削除・変更する必要があることに留意されたい。

### (3) 加算税等の特例のインパクトについて理解する

例として、年間 100 万円の国外預金口座からの利息収入について申告漏れがあり、修正申告等があった場合には、国外財産調書にその財産の記載があったかどうかにより加算税等の金額が変化する(図表 4 参照)。また、追加税額が大きくなればなるほど、加算税率差のインパクトは大きくなっていくことに留意したい。

未だ所得を生じていない資産(居住用不動産、家庭用動産で継続して保有するもの、権利行使可能なストック・オプションのうち権利未行使のものなど)については、継続保有する年分に申告漏れというケースが考えられないため、国外財産調書への不記載が直接加算税に影響を与えることはない。しかし、将来財産の譲渡による所得が発生した場合には、譲渡年の前年に係る国外財産調書にその財産の記載がないと加算税が加重されてしまうことから、

現時点で所得を生じる見込みがないとしても、制度適用開始から継続して記載しておくことが安全である。

(図表 4) 加算税等の計算例

追加本税額:

$$1,000,000 \times 40.84\% \text{ (注)} = 408,400 \text{ 円}$$

→ 400,000 円(万円未満端数切捨)

過少申告加算税額:

ケース 1(記載あり)

$$400,000 \times 5\% (10\% - 5\%) = 20,000 \text{ 円}$$

ケース 2(記載なし)

$$400,000 \times 15\% (10\% + 5\%) = 60,000 \text{ 円}$$

(注)適用税率を最高税率 40.84%(復興税を含み、住民税を除く)、加算税率を基本税率 10%と仮定する。その他住民税・延滞税等が課される。

### (4) 給与について手取り保証としている場合

日本法人に勤務する外国人役員・従業員について給与の手取り保証をしている場合には、原則として日本の税金は会社で負担することとなる。理論上、税法上正しく申告を行った場合の税額のみ会社負担とし、それ以外の部分は本人に負担を求めるとあるべき姿である。しかし、実務上会社負担か本人負担かの線引きが明確でなく両者間の認識の相違による争いも散見される。よって、企業側において国外財産調書の制度の周知を行う一方で、不提出や不十分な記載といった従業員の不作為に起因する加算税等についての責任範囲を明確にしておくべきである。

### (5) 確定申告義務について再確認を行う

今まで年末調整で日本の所得税の課税関係が完結し、確定申告が不要であると考えていた納税者も、今一度有する国外財産からの所得が発生しているかを確認し、日本において確定申告が必要かどうか再度検討を行うべきである(図表 5 参照)。

(図表 5) 国外財産からの所得の例

- ① 土地・建物の賃貸収入
- ② 預金利息
- ③ 有価証券配当・譲渡による所得
- ④ 動産の譲渡による所得
- ⑤ 海外親会社等から付与されたストック・オプションの権利行使による所得

特に確認を要する一例として、証券会社の国外の営業所等が管理する上場株式配当の申告漏れがあった場合が挙げられる。

納税者はその配当の課税について、総合課税(最高 40.84%の累進税率)に代えて申告分離課税(国税 7.147%および地方税 3%、平成 26 年 1 月 1 日以後 15.315%および 5%)を選択することができる。ただし、申告分離課税はあくまで当初提出する確定申告書においてその適用を受ける旨を記載しなければ選択できない。そのため、確定申告書においてその配当の申告が漏れていた場合には、その後の修正申告書で申告分離課税を選択することができず、総合課税として税額を計算しなければならない。この場合において、その年分の国外財産調書にその上場株式の記載がないときは、さらに加算税の加重が行われることから、「申告分離課税が有利であった場合の利益の逸失」に加えて「加算税の加重」と、二重に納税者不利となることが懸念される。

平成 25 年分所得税確定申告(平成 26 年 3 月 17 日期限)と同じタイミングで、国外財産調書が提出義務化され、確定申告書の補完的な役割を有するようになる。国外財産調書の提出義務を判断すると同時に、外国人役員・従業員の日本での確定申告義務について事前に再度検討させ、必要な場合には専門家に確認を促すことが必要となる。また、有する国外財産が 5,000 万円以下で国外財産調書の提出を要しない場合でも、引き続き確定申告義務を検討する必要があることに留意したい。

\*

次項に、国外財産調書の英文記載例と記載要領を掲載するので、参考にしていきたい。

平成 25 年12月31日分 国外財産調書

Reporting form of assets located outside Japan as of December 31, 2013

提出用	国外財産を有する者 (Taxpayer who has assets located outside Japan)		住 所 Home address in Japan 〔又は事業所、事務所、居所など〕	3-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8978		
			氏 名 Taxpayer's name	Kokuzei, Taro (電話)03-XXXX-XXXX		
国外財産 の区分 Asset types	種 類 Description	用 途 Purpose	所 在 Location of assets	数 量 Quantity	価 額 Value in JPY	備 考 Remarks
Land		Business	6000 XXX St., OO State, Australia	1 200 m <sup>2</sup>	54,508,000	
Building		Business	6000 XXX St., OO State, Australia	1 150 m <sup>2</sup>	80,000,000	
Building		Personal	4440 XXX St., OO City, ΔΔ State, USA	1 200 m <sup>2</sup>	77,800,000	Including the value of land
					(157,800,000)	
Savings	Ordinary savings	Personal	123 XX St., OO City, ΔΔ State, USA (XX Bank ΔΔ Branch)	1	58,951,955	
Securities	Listed-stocks (OOInc.)	Personal	321 XX St., OO City, ΔΔ State, USA (OOsecurities, Inc.)	10,000 shares	3,300,000	
Movable assets	Car	Personal	4440 XXX St., OO City, ΔΔ State, USA	1	6,000,000	
Other assets	Stock options	Personal	1100 XXX St., OO City, ΔΔ State, USA (OOInc.)	1,000 shares	8,200,650	
合 計 額 Total amount					JPY 288,760,605	
(摘要)						

(1)枚のうち(1)枚目



<How to fill out the form>

Asset types:

Fill out this field based on the following asset classification:

(1) Land, (2) Buildings, (3) Forest, (4) Cash, (5) Savings and deposits, (6) Securities, (7) Loan receivable, (8) Account receivable, (9) Antiques, (10) Jewelry and other valuables, (11) Movable assets (except 4, 9 and 10) and (12) Other assets

Description:

Fill out the description of the asset. For example, "Ordinary deposit" or "Time deposit" for (5) Savings and deposits, "listed-stocks (with company name)", "unlisted-stocks (with company name)", "bonds (with details)", "Mutual funds (with details)", etc. for (6) Securities. Stock options are classified as (12) Other assets, therefore please indicate "Stock options" in this field. Please note that only vested but unexercised stock options need to be included on the report. There is no requirement to report unvested options.

Purpose:

If you use an asset for your business, please indicate "Business", otherwise "Personal".

Location and Estimated Value of assets:

Asset Types:	Location:	Estimated Value:
Land	Location of the asset	Either of: (1) Taxable basis based on the property tax assessment for the (fiscal or calendar) year including Dec. 31, 2013 (2) Acquisition cost reasonably adjusted by price fluctuations after the purchase (3) Sales price if the property was sold during the period from Jan. 1, 2014 to the filing deadline March 17, 2014
Buildings	Location of the asset	Either of: (1) The value determined by the method available for Land (2) (A) Buildings used for business Acquisition cost less accumulated depreciation cost as of Dec. 31, 2013 (B) Buildings other than the above Acquisition cost less estimated depreciation cost based on the period from the acquisition date to Dec. 31, 2013.
Savings	Location of the bank branch which accepts the savings	Balance as of Dec. 31, 2013
Securities	(1) Location of the office of the securities company in which you opened the brokerage account. (2) Location of the company which issues the stocks	(A) Sales price of the same type of securities as of Dec. 31, 2013 (If not available on that date, use the available price immediately before Dec. 31, 2013) (B) If (A) is not applicable, use the method (3) used for Land (C) If neither (A) nor (B) is applicable, use the acquisition cost of the securities
Movable assets (Car)	Location of the asset	Acquisition cost less estimated depreciation cost based on the period from the acquisition date to Dec. 31, 2013.
Other assets (Stock options)	Location of the company which issues the stocks	[(Estimated value as of Dec. 31, 2013*) - (exercise price)] x (number of shares exercisable) * Use the method used for Securities

Quantity:

Self-explained. For real estate properties, please fill out the area or the floor space as well.

Value:

See above for the estimated value for each type of asset.

Please fill out the value of the asset in JPY based on TTB as of Dec. 31, 2013.

Remarks:

Please fill out comments you wish to indicate.

川井 久美子(かわい・くみこ)

税理士法人トーマツ

グローバルエンプロイヤーサービス パートナー 税理士

外資系生命保険会社を経て勝島敏明事務所(現税理士法人トーマツ)に入所。海外勤務者の税務および国際人事コンサルティングサービスに携わっている。グローバルに人の異動を行っている多国籍企業に対し、税務だけでなく、人材管理、海外勤務者の処遇にかかる問題点について包括的なソリューションの提供をしている。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“におよぶ人材は、“ファームのネットワークを通じとなることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイトトウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。